

# 第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主資本等変動計算書  
個別注記表  
(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

株式会社カラダノート

本書面の記載事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年8月1日残高	286,023	276,023	276,023
事業年度中の変動額			
新株の発行(譲渡制限付株式の付与)	4,189	4,189	4,189
新株の発行(新株予約権の行使)	8,895	8,895	8,895
当 期 純 損 失			
自己株式の取得			
事業年度中の変動額合計	13,084	13,084	13,084
2022年7月31日残高	299,107	289,107	289,107

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2021年8月1日残高	405,806	405,806	—	967,853	967,853
事業年度中の変動額					
新株の発行(譲渡制限付株式の付与)				8,378	8,378
新株の発行(新株予約権の行使)				17,790	17,790
当 期 純 損 失	△271,733	△271,733		△271,733	△271,733
自己株式の取得			△93,700	△93,700	△93,700
事業年度中の変動額合計	△271,733	△271,733	△93,700	△339,265	△339,265
2022年7月31日残高	134,072	134,072	△93,700	628,587	628,587

## 個別注記表

### 重要な会計方針に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 5年

工具、器具及び備品 4年～8年

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にて償却しております。

長期前払費用……………定額法

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度においては、貸倒引当金を計上しておりません。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

##### ①顧客との契約から生じるフロー型収益

顧客との契約から生じるフロー型収益は、顧客に対し当社が運営するメディアや外部広告を通じて獲得したパーソナルデータをもとに、顧客の求める条件に合致したパーソナルデータを提供するという履行義務を負っております。フロー型収益において、顧客へ提供したパーソナルデータを顧客が承認した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### ②顧客との契約から生じるストック型収益

顧客との契約から生じるストック型収益は、主に宅配水事業と保険代理事業があります。

宅配水事業から生じるストック型収益は、顧客へウォーターサーバー並びに宅配水の提供をするという履行義務を負っております。宅配水事業において、顧客との契約に基づき宅配水の出荷が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

保険代理事業から生じるストック型収益は、保険会社へ生命保険契約等の締結の媒介をするという履行

義務を負っております。保険代理事業において、保険会社との契約に基づき生命保険契約等の締結の媒介後、生命保険契約等の締結が有効となった時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価算定会計基準等の適用による、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,301千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 2. 契約負債

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は「収益認識に関する注記3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

## 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

### ①減損損失を認識した資産

種類	金額（千円）
建物	9,798
工具、器具及び備品	4,985
ソフトウェア	5,497
長期前払費用	41,976

### ②減損損失に至った経緯

取得時に想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

### ③資産グルーピング方法

当社は、原則として事業用資産については全社でグルーピングを行っております。

### ④回収可能性の算定方法

回収可能価額については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額を零としております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 6,302,600株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 100,000株
3. 当事業年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 87,700株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

未払事業税	493千円
減価償却超過額	6,897千円
一括償却資産	546千円
資産除去債務	1,593千円
未払費用	258千円
株式報酬費用	641千円
未払寄付金	4千円
減損損失	12,853千円
欠損金	64,528千円
繰延税金資産小計	<u>87,817千円</u>
評価性引当額	<u>△87,817千円</u>
繰延税金資産合計	一千円

### (繰延税金負債)

未収事業税	<u>△1,718千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,718千円</u>
繰延税金負債の純額	△1,718千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金は営業活動で得られる資金及び内部資金で賄う方針であります。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に事務所等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に事業拡大に向けた投資及び運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後5年であります。また、固定金利とすることにより、金利変動リスクを回避しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

差入保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	18,581	18,581	—
資 産 計	18,581	18,581	—
長期借入金(*)	500,000	501,121	1,121
負 債 計	500,000	501,121	1,121

(\*) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払消費税」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
当該事項はありません。



## (2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	18,581	—	18,581
資産計	—	18,581	—	18,581
長期借入金	—	501,121	—	501,121
負債計	—	501,121	—	501,121

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

## ①差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## ②長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	101円34銭
1 株当たり当期純損失	43円57銭

## 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じるフロー型収益 (ライフイベントマーケティング、その他の収益)	1,150,270
顧客との契約から生じるストック型収益 (家族サポート、家族パートナーシップの収益)	155,859
外部顧客への売上高	1,306,130

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(個別注記表) 重要な会計方針に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度期末
顧客との契約から生じた債権	108,069	154,335
契約負債	—	28,061

(注) 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 追加情報

新型コロナウイルス感染症による当社の販売に与える影響は軽微であるとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っております。